

損害賠償の額の決定及び和解について

事故による損害賠償の額を下記のとおり決定し、和解するものとする。

令和7年9月2日提出

上越市長 中 川 幹 太

記

1 和解の相手方

市内在住者

2 和解の要旨

- (1) 本件事故に係る損害賠償の額を 34,807,784 円とし、上越市は、相手方に対し当該賠償金のうち、概算払いした 333,680 円及び日本スポーツ振興センターから支払われた 5,900,000 円を合わせた 6,233,680 円を差し引いた 28,574,104 円を支払うものとする。
- (2) 上越市及び相手方は、本件事故に関し、示談書に定めるもののほかに何らの債権債務の存しないことを相互に確認する。

3 事故の概要

- (1) 事故発生年月日 令和5年10月19日 午前11時12分頃
- (2) 事故の発生場所 上越市立中学校（グラウンド）
- (3) 事 故 の 状 況 学校の管理下であるグラウンド内での体育の授業中、関係生徒の振ったバットが手から離れ、相手方の顔面に当たったことにより負傷し後遺障害を負ったもの